

健発 0731 第 1 号
平成 30 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん診療連携拠点病院等の整備について

以下、省略

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

I がん診療連携拠点病院等の指定について

1、2 略

3 国立がん研究センターは、我が国のがん対策の中核的機関として、以下の体制を整備することにより我が国全体のがん医療の向上を牽引していくこととし、国立がん研究センターの中央病院及び東病院について、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める場合に、がん診療連携拠点病院として指定するものとする。

(1) 略

(2) 他のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等へ必要に応じて実地調査を行うなど、情報提供を求め、我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言する。実地調査を行う際には、必要に応じて当該都道府県内の他のがん診療連携拠点病院等の意見の活用を考慮すること。

(3) 略

4、5 略

6 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院における指定要件の充足状況に関して疑義が生じた場合など、必要と判断したときは、都道府県に対し、文書での確認や実地調査等の実態調査を行うことを求めることができるものとする。

7 略

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

1 診療体制 略

- 2 診療実績 略
- 3 研修の実施体制 略
- 4 情報の収集提供体制 略
- 5 臨床研究及び調査研究 略
- 6 P D C Aサイクルの確保

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator (以下「Q I」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

(2) 略

- 7 医療に係る安全管理

(1) ~ (3)

(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。

(5)、6) 略

- 8 地域拠点病院（高度型）の指定要件について 略

Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について 省略

Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

都道府県拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、P D C Aサイクルの確保に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件（3の（1）、（2）を除く。）を満たすこと。

- 1 都道府県における診療機能強化に向けた要件

(1)、(2) 略

(3) 都道府県の地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対し、診療機能や診療実績等の情報提供を求め、必要に応じ、実地調査を行うこと等により、当該都道府県内のがん診療等の状況に関する情報を収集、分析、評価し、改善を図ること。

(4) 略

- 2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件 略
- 3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件 略
- 4 院内がん登録の質的向上に向けた要件 略
- 5 P D C Aサイクルの確保 略

6 医療に係る安全管理

(1)～(3) 略

(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。

(5)、(6) 略

V 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について

省略

VI 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

省略

VII 地域がん診療病院の指定要件について

1 診療体制 略

2 診療実績 略

3 研修の実施体制 略

4 相談支援・情報提供・院内がん登録 略

5 PDCAサイクルの確保

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際にはQ Iの利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

(2) 略

6 医療に係る安全管理

(1)～(3) 略

(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。

(5)、(6) 略

VIII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

省略

2020年10月4日

琉球大学病院がんセンター 増田昌人

PDCAサイクルの確保および医療に係る安全管理を目的とした
第三者による評価、拠点病院間の実地調査等について

拠点病院および診療病院におけるPDCAサイクルの確保および医療に係る安全管理を目的とした第三者による評価、拠点病院間の実地調査等について

- 1 第三者による評価を行うか否か？
- 2 拠点病院間の実地調査を行うか否か？
- 3 そのためのアクションプランをどうするか
についての審議をお願いしたい。

<第三者による評価、拠点病院間の実地調査等について、拠点病院および診療病院に求められる項目>

1 PDCAサイクルの確保

自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicatorの利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。

2 医療に係る安全管理

医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。

<県拠点病院に特別に求められる項目>

都道府県の地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対し、診療機能や診療実績等の情報提供を求め、必要に応じ、**実地調査**を行うこと等により、当該都道府県内のがん診療等の状況に関する情報を収集、分析、評価し、改善を図ること。